

# パープルリボンキャンペーン

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

2021年11月11日（木）17時20分

## 四季ふれあいモールで

### 何かが起こる！



**主催** 宮崎県男女共同参画センター指定管理者  
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構

**協力** パープルリボンネットワークみやざき2021

県庁本館では、11月15日から  
28日の間ライトアップを行っています。

#### 《構成団体》

国際ソロプチミスト（SI宮崎 SI宮崎-フェニックス SI宮崎-たまゆら SI宮崎-ひまわり  
SI宮崎-東諸 SI串間） NPO法人ハートスペースM 一般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟  
宮崎市男女共同参画センター指定管理者 特定非営利活動法人ドロップインセンター  
一般社団法人 生命保険協会 宮崎県協会

NPO法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTER 株式会社宮崎山形屋 宮崎県人権擁護委員連合会  
法テラス宮崎 宮崎県弁護士会 宮崎大学 産学・地域連携センター 宮崎公立大学 人文学部  
宮崎県警察本部 宮崎県(順不同)

〈問い合わせ〉 宮崎県男女共同参画センター指定管理者  
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構

住所：〒880-0804 宮崎市宮田町3-46 県庁9号館  
TEL：0985-32-7591 FAX：0985-60-1833  
Email：info@mdanjo.or.jp H P：http://www.mdanjo.or.jp




「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中（平日）は、電話相談を19時半まで受け付け、センターを20時まで開館します。

詳細は、宮崎県男女共同参画センターのホームページ、フェイスブックでご確認ください。



「11月12～25日のご案内」

- ・さんかくシネマ 
- ・ジェンダーカフェ  
「SDGs」「生理」「DV」「デートDV」「推進員」
- ・ワークショップ  
「フラワーアレンジメント」「着物リメイクの匂袋」「布ナブキンづくり」※



※は女性限定  
(内容は、予定)

どこにも書いていない  
「DV理解アップの7つの道具」

～見抜き方、DVにならない考え方とコミュニケーションのコツを学ぶ～

12月3日（金） 13:30～16:30

講師：伊田広行さん  
(DV加害者教育プログラム運営者)

参加費：無料



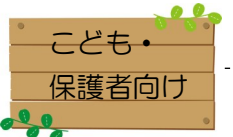
気づかずに行われているデートDV

～被害者にも加害者にもならないための学び～

12月4日（土）10:00～12:00

講師：伊田広行さん  
(DV加害者教育プログラム運営者)

参加費：無料



上記の会場は、いずれも宮崎県男女共同参画センターです。

名称	☎	相談受付時間	備考
NPO法人 ハートスペースM	0985-89-5243	日・月曜 10:00～17:00	
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0985-22-3858	月曜～金曜 9:00～20:30 土・日曜 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)	
性暴力被害者支援センター (さぽーとねっと宮崎)	0985-38-8300 #8891	月曜～金曜10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 最寄りのワンストップ支援センターにつながります。	メール相談あり (ホームページ参照)
宮崎県警察本部 相談窓口	0985-26-9110 #9110	24時間	
宮崎地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月曜～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
宮崎市男女共同参画センター 「パレット」相談室	0985-25-2057	月～日曜 9:00～16:30 (火曜日・祝日・年末年始を除く)	弁護士による専門相談あり ※要予約
宮崎県男女共同参画センター 相談室	0985-60-1822	月曜～金曜 9:00～17:00 *11/12～22は19:30まで受付 土曜日 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)	弁護士・臨床心理士・助産師による専門相談あり ※要予約 メール相談あり



女性に対する暴力をなくす運動について

～ 内閣府男女共同参画局 ～

【趣旨】

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態をみると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があることがわかります。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化していく必要があります。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権を軽くみる意識があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ります。

